

議案第49号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

立石地区センターに施設を加えるほか、市民活動支援センターを廃止する必要がある
ので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改
正する。

第1条に次の1項を加える。

- 3 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館
和室、別館集会室及び別館多目的室は、葛飾区勤労福祉会館との共用施設とする。

別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 立石地区センター	第一会議室	東京都葛飾区立石四丁目23番	
	第二会議室	17号	
	別館大会議室	東京都葛飾区立石三丁目12番	
	別館小会議室	1号	
	別館和室		
	別館集会室		
	別館多目的室		

別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項を次のよう
に改める。

葛飾区地域コミュニティ 施設立石地区センター	第一会議室	500円	600円	800円	1,700円
	第二会議室	300円	300円	400円	1,000円
	別館大会議室	1,000円	1,000円	1,800円	3,100円

	別館小会議室	300円	300円	500円	1,000円
	別館和室	800円	800円	1,300円	2,200円
	別館集会室	1,000円	1,000円	1,800円	3,100円
	別館多目的室	1,000円	1,000円	1,800円	3,100円

別表第2の1の部(1)の款の備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が1回の使用時間を超えて使用する場合は、超過時間30分につき規定使用料の2割を増額徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 2 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室に係る使用区分については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から正午まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 夜間 午後5時30分から午後9時30分まで
 - (4) 全日 午前9時から午後9時30分まで

別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ 施設立石地区センター	第一会議室	1,500円	1,800円	2,400円	5,100円
	第二会議室	900円	900円	1,200円	3,000円
	別館大会議室	3,000円	3,000円	5,400円	9,300円
	別館小会議室	900円	900円	1,500円	3,000円
	別館和室	2,400円	2,400円	3,900円	6,600円
	別館集会室	3,000円	3,000円	5,400円	9,300円
	別館多目的室	3,000円	3,000円	5,400円	9,300円

別表第3の1の部(1)の款の備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が1回の使用時間を超えて使用する場合は、超過時間30分につき規定使用料の2割を増額徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する

場合の中間時間については、この限りでない。

2 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室に係る使用区分については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 夜間 午後5時30分から午後9時30分まで
- (4) 全日 午前9時から午後9時30分まで

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(葛飾区市民活動支援センター条例の廃止)

2 葛飾区市民活動支援センター条例（平成17年葛飾区条例第40号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による廃止前の葛飾区市民活動支援センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の使用について適用する。

(準備行為)

5 改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定による使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。